

# 標準的な調達手続き

---

1. [調達計画の公開](#)
  2. [納入希望製品の紹介](#)
  3. [紹介された製品の分類](#)
  4. [取引先登録制度の対象である場合](#)
  5. [取引先登録制度の対象でない場合](#)
  6. [取引参加申込の受付](#)
  7. [見積依頼先の選定](#)
  8. [見積依頼](#)
  9. [見積書の提出](#)
  10. [価格と契約先の決定](#)
  11. [契約の締結](#)
  12. [製品の納入・検査・支払い](#)
  13. [その他](#)
-

---

## 1.調達計画の公開

東京電力は、本社資材部門で調達手続きを行う製品のうち、電力設備品を対象に、当該年度中に発注する品名・数量等を、公開しています。



---

## 2.納入希望製品の紹介

東京電力に新規に製品を納入することを希望される場合は、貴社の会社案内、経営状況を示すもの、製品のデータなどをそえて、貴社自身及び製品を、本社資材部門に紹介してください。



---

## 3.紹介された製品の分類

東京電力は、紹介された製品を、取引先登録制度の対象となるものと、それ以外のものに分類します。

貴社から紹介された製品が電力設備品であり、当社においてニーズがあると思われる場合は、取引先登録制度の対象となり、資機材の品名・品種ごとに、審査に合格し登録されることが、取引の前提となります。

電力設備品以外の資機材は、取引先登録制度の対象とはなりません。



---

## 4.取引先登録制度の対象である場合

取引希望製品が取引先登録制度の対象である場合は、本社資材部門でお渡しする登録申込書に必要事項を記入の上、貴社の経営状況と納入希望製品に関する書類・資料などをそえて、登録の申込みを行ってください。

新規登録希望の受け付けは、随時行っております。

東京電力は、提出していただいた書類・資料などを基に、貴社ならびに貴社の製品を、技術力・生産体制・品質管理体制・納入実績・アフターサービス体制・デリバリー体制・経営の規模・経営の状況などの観点から総合的に審査いたします。

その際、必要に応じて、追加資料やサンプルなどの提出及びこれらに関する説明をお願いする場合があります。

なお、当社が反復継続的に調達する資機材のうちあらかじめ指定した品名・品種においては、当社の指定する内容・方法により行われる型式審査に合格することが、登録のための必要条件となります。

これらの審査に合格した後、貴社は当該品名・品種の納入資格者として登録されます。審査の結果は、文書でお知らせいたします。



---

## 5.取引先登録制度の対象でない場合

納入希望製品が取引先登録制度の対象でない場合は、貴社の経営状況と納入希望製品について、予備的検討を行います。

予備的検討において魅力的であると判断された製品と貴社についての情報は、見積依頼先候補に関する情報としてプールされます。



---

## 6.取引参加申込の受付

- 東京電力は、本社資材部門で発注する物品の一部を公開し、個別件名ごとにと取引参加希望をインターネット上で受付けております。  
参加申込は、経営状況や製品についての審査に合格した取引先に限らせていただき、パスワードを配布させていただきます。
- 公開期間は、個別件名ごとに設定させていただきますので、期間内に参加申込データの送信をお願いします。
- 取引参加申込の受付は、弊社ホームページの所定フォームによるデータの受信を原則とします。
- 送信していただいた『取引参加申込書』は、見積依頼先選定の検討資料にさせていただきます。
- なお、参加希望件名は必ずしも見積依頼されるとは限りませんので、あらかじめご承知おき下さい。
- 見積依頼の受けられなかった参加希望取引先に対しては、ご要望があった場合には、その理由をご説明いたします。



---

## 7.見積依頼先の選定

見積依頼先の選定は、資材部門が、資機材を必要とする部門からの調達要請を受けた後、行われます。資材部門は、取引先登録制度の対象製品を調達する場合には、登録された取引先の中から見積依頼先を選定します。また、その他の製品を調達する場合には、プールされた見積依頼先候補に関する情報を活用して、見積依頼先を選定します。



---

## 8.見積依頼

東京電力は複数の見積依頼先による指名競争見積を原則としていますが、特許、研究開発との関連、既設設備の修理・改造・部品交換および補充、緊急を要する場合、指名に応じる複数の取引先が無い場合などの理由により、単一の取引先を選定し見積依頼を行うこともあります。



---

## 9.見積書の提出

見積書は、見積書提出期限までに提出されなければならない、原則して仕様書やその他当社の要求する見積条件を満足している場合に有効となります。

また、当社の指定した仕様とは異なる代替的な仕様に基づく見積書が提出された場合には、その仕様が当社の要求する機能・性能を満足する内容であると認められる場合に、見積書は有効と見なされます。

東京電力は、有効な見積書のうち、最低価格見積書の提出者を第1順位見積者とし、その旨をお知らせいたします。なお、その他の見積者にたいしては、ご要望があった場合に、競争見積の結果をお知らせいたします。



---

## 10.価格と契約先の決定

東京電力は、第1順位見積者と価格交渉を行い、合意した後、契約先として決定いたします。



---

## 11.契約の締結

東京電力は、原則として文書による契約に基づいて購買取引を行います。

契約は当社が定める注文条項に従うことを原則としますが、必要に応じて、両者が合意した内容に従って契約書を作成する場合があります。



---

## 12.製品の納入・検査・支払い

当社は、納入された製品を検査して、当社の要求にあったものであるかどうかを確認した上で、代金を、原則として検査に合格した月の翌月に支払います。ただし、製作が長期にわたるものなど特別の事情がある場合には、スケジュール払いなど、別途支払い方法を定めます。



---

## 13.その他

- 東京電力並びに取引先は、たがいの機密情報を、相手方の書面による了解なく第三者に開示することはできません。
- 調達手続きの詳細についての説明資料は、本社資材部門で差し上げております。
- 調達手続きの各段階において、当社に対するご意見、ご希望がある場合には、本社資材部門までご連絡ください。

